

「放射線・アイソープを取扱う前に—教育訓練テキスト—」正誤表

平成18年4月28日現在

頁	行	誤	正
4	図1.2	図1.2 電気コードの難然化	難燃化
8	19	現在は、アイソープを含まない点灯管の開発が進み、 <u>アイソープを含む点灯管は製造されていない。</u>	現在は、アイソープを含まない点灯管の開発が進み、 <u>原料の入手が困難になってきた¹⁴⁷Pmを含む点灯管は製造されていない。</u>
14	6	「原子番号84のポロニウムからウランまで」	「原子番号83のビスマスからウランまで」
31		「図2.9 高純度Ge半導体検出器によるγ線スペクトル」(単位の抜落ち)	縦軸:計数値 横軸:チャンネル数
49	4.2.4 2～3	(表2. 4参照、 <u>p27</u>)	(表2. 4参照、 <u>p21</u>)
50	5	放射性同位元素の密度限度が～	放射性同位元素の密度が～
57	5	ただし、(2)の健康診断では～	ただし、(1)(2)の健康診断では～
59	7行 目と 表4.5 の注 ①	放射線発生措置 * 密封線源の使用者のうち、特定許可使用者とは、 ①1個が <u>1TBq</u> 以上のもの	放射線発生装置 * 密封線源の使用者のうち、特定許可使用者とは、 ①1個が <u>10TBq</u> 以上のもの
62		表5.1 密封線源の定義の ISO2919(1980),JISZ4821(1999)	表5.1 密封線源の定義の JISZ4821-1(2002)* 放射性物質の散逸及び他の物質との接触を避けるため、カプセルを密封するか、カバーを接着した放射性線源。 *JISZ4821-1(2002)「密封放射線源第1部:一般要求事項及び等級」 1999年に第2版として発行された ISO2919、Radiation protection - Sealed radioactive sources - General requirements and classificationを翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格である。
64	1	ステンレス鋼製	ステンレス鋼製

頁	行	誤	正
64	2	封されている(図5.4)	封されている(図5.3)
75	写真 5.1	5. 合鉛ガラス衝立	5. 合鉛ガラス衝立
81	8	(c)プラスチック容器に入れて吸収剤を間に～	(c)プラスチック容器に入れて吸収材を間に～
102		放射性同位元素を使用する室 ●該当規定 施行規則第14条の6第1項第9号	放射性同位元素を使用する室 ●該当規定 施行規則第14条の7第1項第9号
		貯蔵容器 ●該当規定 施行規則第14条の9第7号及び第14条の12第2号	貯蔵容器 ●該当規定 施行規則第14条の9第7号
		放射線発生装置を使用する室 ●該当規定 施行規則第14条の6第1項第9号	放射線発生装置を使用する室 ●該当規定 施行規則第14条の7第1項第9号
		汚染検査室 ●該当規定 施行規則第14条の6第1項第9号	汚染検査室 ●該当規定 施行規則第14条の7第1項第9号
103		管理区域(使用施設) ●該当規定 施行規則第14条の6第1項第9号、第14条の9条第7及び第14条の11第1項第10号	管理区域(使用施設) ●該当規定 施行規則第14条の7第1項第9号、第14条の9第7号及び第14条の11及び同条第3項第5号
		管理区域(届出使用者の使用場所) ●該当規定 施行規則第14条の12において準用する14条の6第1項第9号、第15条第13号及び第19条第2項第2号	管理区域(届出使用者の使用場所) ●該当規定 施行規則第15条第1項第13号及び第19条第4項第2号
		運搬標識 ●該当規定 所外運搬告示第24条第1号 ●標識の取付け箇所 放射性輸送物(表面における1センチメートル線量等量率が5マイクロシーベルト毎時を超えないもの)の表面2箇所 ●寸法 100×100mm	車面標識 ●該当規定 車面運搬規則告示10条 ●標識の取付け箇所 車面の両側面及び後面の3箇所 ●寸法 250mm×250mm以上
104	5	予防規定等について	予防規程等について